

(第6号別紙)

令和5年度 第1回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日 時 令和5年7月18日(火) 午後3時00分から午後4時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 飯田 毅 市川市立大柏小学校 校長  
(12名) 植木 昭貴 市川市立第六中学校 校長  
椎名 美幸 市川市立須和田の丘支援学校 校長  
田野 英明 千葉県市川警察署生活安全課 課長  
(代理出席：松嶋 啓太)  
林 輝夫 千葉県行徳警察署生活安全課 課長  
(代理出席：高知尾 陽平)  
富田 勇人 市川市PTA連絡協議会 会長  
岡本 尚之 市川市民生委員児童委員協議会 副会長  
宮崎 美穂 市川市こども家庭支援課 課長  
青木 良斗 市川市少年センター 所長  
富永香羊子 市川市教育委員会指導課 課長  
榎本 弘美 市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長  
城戸 三郎 市川市教育委員会義務教育課 課長

4 事務局 高洲 学 指導課 主幹  
川野辺 修 義務教育課学校安全安心対策担当室 主幹  
杉本林太郎 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹  
志村 一樹 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹

5 議 題 (1) 市川市いじめ問題対策連絡協議会について  
(2) いじめ問題の状況、各学校の取組について  
(3) 本市のいじめ問題への取組について  
(4) 各機関・団体より

6 その他

**【担当室 川野辺主幹】**

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。

私は事務局の学校安全安心対策担当室、川野辺と申します。よろしくお願ひいたします。資料の確認をいたします。

(資料確認) 8点

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの青木所長にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を青木所長にお任せしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**【少年センター 青木委員】**

こんにちは。市川市少年センター所長の青木と申します。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方にに基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は、原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。本日、傍聴者はおりますでしょうか。

**【事務局】**

本日の傍聴者はおりません。

**【少年センター 青木委員】**

それでは、令和5年度第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。よろしくお願ひいたします。

委嘱状及び任命状の交付です。今年度は任期満了に伴い、委員の皆様全員が対象です。辞令につきましては、机上にあらかじめおかせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。お手元にあります名簿に従いまして、所属とお名前をお願いいたします。なお、千葉地方法務局総務課課長 藤森亜希子(ふじもり あきこ)委員は、所用のため、ご欠席されるとの連絡が入っております。

**【少年センター 青木委員】**

続きまして、委員以外の出席者の紹介です。自己紹介をお願いします。(関係課・所管課より自己紹介)

**【少年センター 青木委員】**

それでは本日の議題に入ります。まず初めに「市川市いじめ問題対策連絡協議会について」学校安全安心対策担当室よりお願ひします。

**【担当室 川野辺主幹】**

令和3年2月の市議会におきまして、いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。その条例によりいじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織であり、その一つが本日開催しております、いじめ問題対策連絡協議会です。これは、いじめ防止対策推進法では第14条の第1項に規定されております。

この協議会の主な機能は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うこととあります。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。

本年度の協議会は本日お集まりいただいております（13名の）委員で構成され、定例会は年間2回の開催予定です。後程、それぞれのお立場からのお考えや取組状況等をお話しいただきたいと思っております。様々な立場からの情報を共有し、いじめの防止等の対応に生かしていきたいと考えております。

次に、今回の条例で設置されたその他の組織について説明いたします。

2つ目の組織は、市川市いじめ防止対策委員会です。これは学識経験のある方により構成された5人以内の組織で、その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことです。この委員会は推進法の第14条の3項に規定されている教育委員会の附属機関です。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務所管部署は教育委員会学校教育部です。

3つ目の組織は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。こちらの所管部署は総務部総務課で、教育委員会から切り離された組織となります。その機能は、市長が必要と認める場合に、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これら3つの組織は、法によると「設置することができる」とされているものであり、本市では令和2年度までこれに代わるものとして、学校警察連絡協議会や本市で特別に委嘱している学校問題対策委員等への依頼等で対応してまいりました。しかし、数年前に本市で発生した「いじめの重大事態」において長期にわたる対応を強いられたことを受け、しっかりした組織を作るべきとの指摘もあり、令和3年度よりこれらの組織を条例により設置したことで、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制が整いました。説明は以上です。

**【少年センター 青木委員】**

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

では次に、「いじめ問題の状況、各学校の取組について」、初めに指導課高洲主幹、よろしく願いいたします。

## 【指導課 高洲主幹】

では、いじめの状況についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。この資料1の数値は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という、令和4年10月28日に取りまとめられた国の調査による、千葉県のデータを載せております。千葉県のデータは令和3年度分までのものが公表されています。市川市においても同様の傾向が見られることを確認しておりますので、参考としてご覧いただければと思います。

いじめの認知件数ですが、令和2年度は減少しているものの、年々増加しております。平成23年度と平成24年度の間に大きな数値の変化があります。これはいじめ防止対策推進法施行に伴い、いじめの定義が変わったことが大きな要因と考えられます。これについては、いじめの定義および認知に関して浸透してきたといえます。軽微ないじめも見逃すことなく学校がいじめと認知して対応しているということで、文部科学省においても肯定的に評価しているところでございます。

次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということです。これも平成28年度の調査時に基準が一つ変わりました。表に記しましたとおり、いじめに係る行為が止んでいる状態から少なくとも3か月継続していることと、さらにいじめ行為が止んでいる、3か月经っている、それに加えて被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることが、解消の要件として設定され、いじめの解消について各学校で判断できるようになりました。約78パーセントの解消率が見られますが、先程の解消とみなす3か月の規定を考えますと、3学期以降に発生したいじめにつきましては、この中に入らないということをご承知おきいただきたいと思います。

最後にいじめの態様についてです。これは小学校、中学校、高等学校の数値を載せております。いじめの対応としてあげられるものは、どの学校種においても、冷やかしかからかい、悪口などをいわれるいじめが主に行われていることがわかります。小中学校は続いて、仲間外れ、無視、さらに軽くぶつかる、叩かれる、が上位となりました。高等学校については、携帯電話等における誹謗中傷、いわゆるSNS等の誹謗中傷が増えています。これに関しては、発見することが難しいこともあり、実際には更に件数が多いのではないかと心配されるところです。以上です。

## 【少年センター 青木委員】

引き続きまして、学校における取組状況等についてお話しさせていただきます。お1人3分を目安にお願いいたします。

## 【大柏小学校 飯田委員】

資料をご覧ください。いじめ防止基本方針については、職員、保護者に周知するとともにホームページにも掲載しています。毎年6月と11月に教育相談月間として、学校生活アンケートを実施し、担任の先生と1対1で面談する機会を設定しています。また、学校生活全体で道徳の授業や読書を充実させることで、心の教育の推進を図っています。

本校は地域との結びつきが強いこともあり、体験活動の充実を図っています。野菜の収穫や生き物の飼育を通して、生命尊重の意識を育てています。

昨年度は10件、いじめの報告がありました。年度末のものは、3か月が経っていないので年度内での解消には至っていませんが、今年度になって解消しています。

いじめ重大事態に対しては、保護者はかなり資料を読み込んでいることがわかります。学校職員間でも共通理解を図り、保護者と同じ認識で対応していきたいと思っています。

#### 【第六中学校 植木委員】

資料をご覧ください。学校での取り組みとしましては、今後生徒会で「いじめ根絶キャンペーン」のような企画を考えています。本日は、教職員、生徒、校長の視点でお話していきます。

教職員においては、いじめの認知について、人によって判断に差があるように見受けられます。いじめ防止基本方針を読み込んでない職員がいるため、いざ事例が起こった場合に知らずに対応してしまうことが考えられます。ですので、職員会議等で、定義や認知、対応について周知を徹底していきたいと考えています。いじめの解消の目安は3か月ですが、いじめの行為がひと段落して安心してしまうことが考えられるので、3か月たっていない件については、その後の様子について注視していきます。

生徒においては、いじめの防止について学校としての方針を伝えることが大事だと思います。生徒たちは4か月がたって、人間関係ができてきました。トラブルも生まれてくる時期だと考えます。いじめの傍観者をうまないように、何か起きたり感じたりしたらすぐ大人に知らせるように、生徒に指導していきたいと思っています。そのためには、信頼できる大人としての姿勢を見せていく必要があると考えています。認知されている件数は少ないですが、SNS絡みの問題があります。スマートフォン等を持ち始める割合が多い1年生に、情報モラルについて考える機会を設定し実施しました。

校長としては、週1回の生徒指導部会での協議を大事にし、注意して経過を見守っていく次第です。

そうしたことの積み重ねが、いじめ防止につながると考えています。

#### 【須和田の丘支援学校 椎名委員】

本校のいじめ防止基本方針はホームページで公開しています。本校には、自分がされて嫌なことを、言葉でうまく伝えられない子供もいます。そのため保護者にも年に3回アンケートをとっています。昨年度は、8件のいじめの報告がありました。そのうち多い内容は、「言葉で嫌なことをいわれた」でした。年度末の件は3か月が経ち、解消しています。

生徒指導の方針としましては、本校には小・中・高の3つの学部がありますので、学部をこえて小さなことでも共通理解できるようにしているところです。高等部では社会に向けてということで、ネットモラルについて子供の発達に応じて取り組んでいます。

イエローリボン活動では、昨年度はふわふわ言葉（言われてうれしい言葉）、ちくちく言葉（暴言など）を取り上げましたが、今年度はみんなの笑顔エピソード、「友だちにこんなことをしてもらえて嬉しかった」「ありがとうといってもらえた」などのいいところを見ていき、いじめ防止につなげたいと考えています。これは、生徒会を中心に9月に実施する予定です。

また、高等部では、地域の方をいれて道徳の実践講座に取り組みたいと考えています。

【少年センター 青木委員】

3校について発表していただきましたが、何か質問はありますか。ないようであれば、続いて各機関・団体より取組状況、いじめ問題についてのご意見等をいただければと思います。

【少年センター 青木委員】

いじめの未然防止の視点でネットパトロール事業に県と協力して取り組んでいます。県から報告があがってくるのは、名前入りのジャージでインスタグラムに写真をアップしているといった、中学校の個人情報のアップが多いです。そうした報告があった時には当該校に連絡し、指導をお願いしています。

その他には小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校を対象にインターネットトラブル防止出張授業を実施しています。インターネット上に個人情報をあげないということだけでなく、言葉遣いなどのやりとりについても指導しています。

こうした活動を通じて、いじめ防止につなげていきたいと考えています。

【市川警察 田野委員（代理：松嶋）】

今年に入って複数件のいじめの相談があったことを把握しています。小学生同士のトラブルが多いと感じています。子供自身が交番に直接「いじめられた」とくることもある状況です。

保護者から警察に相談がくる時に、自身の子供の話のみを聞いてから来所されるので、前後関係や背景がはっきりしないものもあります。ですので、聞き取りなどを学校と協力して対応にあたりたいと考えています。

【行徳警察 林委員（代理：高知尾）】

今年に入って複数件のいじめの相談があったことを把握しています。保護者が子供から断片的に話を聞いて、相談にくることが多いという印象です。友だちとコミュニケーションがうまくとれていないことから、「無視された」「いじめられた」と相談にくるケースがあります。話を聞いたらすぐ動くようにしていますが、警察が介入することで問題がこじれて子供が傷ついてしまうこともあるため、子供の場合は、介入しても大丈夫かどうか聞いてから対応している部分があります。学校がどこまで把握しているのか、警察が聞いている話とすり合わせてから対応していこうと考えています。

【PTA 富田委員】

仲のよい子供同士だといじめにならないのに、それほどでもない関係だといじめになってしまうというトラブルをよく聞きます。子供同士ですぐに謝って、できるだけ早めに解決できるようにしていこうとP連でも伝えていきます。自分の子供からの情報だけで保護者がヒートアップして大ごとになってしまうケースや、それが原因で不登校につながるケースも見られます。そのことから、子供同士ですぐに謝れるといいのかなと考えています。

学校地域連携推進課と連携して、いろいろな学校支援実践講座をしています。トラブルを起こしてしまった後にすぐ謝ることができるようにすることも必要だと考えていますので、実践講座で取り上げながら進めていきたいと考えています。

#### 【民生児童委員 岡本委員】

立場的に直接情報を把握することは難しいので、関係機関からいろいろな話をいただいて、見守りを依頼されて対応しています。各学校とは、主任児童委員が生徒指導主任の先生方と年に数回会議を開いて、情報共有や情報交換をして対応にあたっている状況です。

#### 【こども家庭支援課 宮崎委員】

子供たちの居場所づくりとして、こども館を運営しています。児童厚生員が「何でもきくよ いっしょに考えよう」というバッヂをつけ、一緒に遊んだり、話を聞いたりしています。深刻な内容を聞いた場合は、学校へ相談することもあります。

業務として、児童虐待に対応している部署でもあります。いじめの加害者が家庭に問題を抱えている場合もあり、児童虐待を受けているケースもあります。先日対応したケースでは、家庭で虐待を受け、学校で暴力的になっているケースがありました。被害者保護はもちろん大事にしていますが、元を断つ意味で加害者側のケアについて、何かできないか考えています。複数の部署や関係機関で関わり支援することが大事だと考えていますので、今後ともご協力をお願いします。

#### 【指導課 富永委員】

指導課では、昨年度から各学校にいじめ認知シートを作成し、記入をお願いしています。保護者から指導課へ「うちの子供がいじめを受けている。学校で起きていることを、教育委員会は知っているのですか」との問合せがあります。認知シートがあると、保護者と学校のそれぞれの立場からの情報が把握できるので、両者の齟齬をうめていきやすくなっています。保護者も市教委が状況を知っているとわかると、少し安心してくださります。学校からも、「〇〇というケースで、保護者から連絡がいくかもしれない」と市教委に連絡がきます。認知シートを基に、準備して対応することができます。その際には、どちらが正しいとジャッジするのではなく、じっくり話を伺って、困っている子供を救うという視点で対応しています。

#### 【学校地域連携推進課 榎本委員】

資料をお持ちしましたのでご参照ください。当課では、学校支援実践講座を行っています。いじめ未然防止を図ることを目的とした市川市独自のものとなっており、平成25年度から行っております。

学校支援実践講座とは、人間関係で生じる問題をテーマとし、市民を対象に人権に関する講座を行うものです。講座の受講者が地域支援者となり、小学校や中学校の交流会に参加します。

交流会とは、小学校や中学校の主に道徳の授業で、架空事例をもとに人間関係のトラブルについて意見交流を行う場面に参加し、子供たちの意見をコーディネートしていく

ものになります。

続いては、教育いちかわの記事をご覧ください。そちらには実際の声が掲載されています。いろいろな考え方があることを、子供たち自身も感じているようで、当課としても事業に対する手ごたえを感じています。地域支援者の募集はまだまだ受け付けているので、興味がある方がいましたら当課まで教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【少年センター 青木委員】

順番が前後して申し訳ありません。本市の取組について、指導課の高洲主幹にお話いただいた後、各機関・団体への質問といたします。よろしくお願いいたします。

#### 【指導課 高洲主幹】

では、資料2をご覧ください。市川市の取組としまして、様々な機関がそれぞれの立場で取組をしております。

1つ目ですが、別紙のとおり市川市として基本方針、ガイドラインを策定しています。いじめ問題への対応の総合的なものとして、「市川市いじめ防止基本方針」があります。平成27年3月に制定し、令和3年度に一部改訂いたしました。また、いじめが実際に起きた時の対応マニュアルとして「市川市いじめ対応ガイドライン」が令和2年4月に制定されました。

2つ目として、いじめ防止等に係る組織として、3つの対応組織を本市では設置しております。

3つ目としまして主に教育センター、少年センターに、相談窓口を設置しております。1つ目の相談窓口は、ほっとほっと相談、電話、対面、訪問等による悩み相談を開設しております。2つ目の相談窓口は、少年センターによる相談窓口、これも電話、メール、対面等による悩み相談を行っております。また、悩み相談@いちかわ、これはLINEによる悩み相談も行っております。

4つ目としましては、「いじめの認知シート」への報告です。昨年度より生徒指導主任会において周知を図り、各学校でいじめと認知をした際に、そのシートへの入力により報告するものです。いじめ発生時の対応において、確実な情報共有と学校からの報告が適切に上がってくる仕組みの充実を図ることとし、各学校での記録や保存、校内での活用を速やかに行うことを目的に作成いたしました。

その他の取組としましては、生徒指導主任会議の開催があげられます。小中特別支援合同開催が年間4回、中学校のみの生徒指導主任会議の開催を更に2回実施しております。これは各学校の生徒指導代表の先生方が集まり、いじめや生徒指導に関する情報交換を行う場です。

また、各学校にて少年センターによる、情報モラル教室やネットに関するトラブル防止出張授業等、生徒または保護者、教職員に講習を行っております。さらには、主に中学校対象ですが、指導課、少年センターを中心に生徒指導訪問を行い、訪問の際に各学校の状況を聞きながら、指導、助言を行っております。本市の取組としましては以上です。

資料の裏面を見ていただければと思います。いじめに関して現在、様々な対応を行っ

ていますが、現在いじめ問題に関する課題としてとらえている件を数点あげさせていただきました。まず、いじめの発見です。これは先程データのもとになる問題行動調査の中にいじめの発見という項目があります。その中で一番いじめが発見されやすいものは、アンケート調査であり、どの学校種でも同様です。しかし、アンケート調査は大変有効なものであると考えられる反面、児童生徒自らの申出に関しましては、小学校では12.6パーセント、中学校では19.9パーセントとかなり低く、いじめを受けた児童生徒は自分の口ではなかなか先生に相談することができない、そういう状況が考えられます。これに関しましては、教育相談体制の充実や何でも相談し合える雰囲気を作っていくことが大事ではないかと考えます。2つ目はいじめの認知です。いじめ防止対策推進法ができるきっかけとなったものが大津市で起きた痛ましい事件です。学校で行われたと思われる数多くのいじめが学校に認知されることなく、被害の生徒がいじめを放置された状態で行き場を失い、自ら命を絶ったということ、学校が組織として対応しなかったということが背景にあります。そのような中で、いじめの定義について法律ができると同時に改定されました。

ところが、学校の中ではまだまだそのような形で認知がされず、学校によっては、いじめの認知件数に差があることも伺えますので、この定義について、各学校に本年度も周知していきたいと思っております。3つ目は、初期対応です。いじめは初期対応がかなり重要なウェイトを占めており、初期対応を間違えた、うまくできなかったことで、トラブルに発展する例も少なくありません。被害生徒の安全確保、事実確認、保護者へのアプローチ等を速やかに行うことが大事であり、この点に課題を感じております。4つ目は組織対応です。いじめに関しましては、組織で判断し、組織で対応するというようになっておりますが、教員が一人で抱え込んでしまう、大きくならないからと判断し、担当の先生に任せてしまう、そのようなこともあるのではないかと考えております。最後に保護者対応です。保護者対応につきましては、特に事実が正確に伝えられていない、被害者側には連絡し、加害者側には連絡されてないなど、対応にちぐはぐさが生じて、解決に時間がかかり、学校もそれに対してさらに労力を費やすことになってしまうので、いじめの対応については、基本方針やガイドラインをしっかりと学校に周知していきたくて考えております。以上です。

**【PTA 富田委員】(意見)**

ネットパトロールの内容について教えていただけますでしょうか。

**【少年センター 青木委員】**

本人や友だちに関わらず、学校名や個人情報などを検知したら、県から通知がきます。その通知を基に、学校へ報告し指導をお願いしています。最近では、インスタグラムへの投稿で個人情報が特定されるようなケースを検知することが増えてきましたが、誹謗中傷に関しては、子供同士はそこまで発見されていません。

**【PTA 富田委員】(意見)**

最近のニュースでは、誹謗中傷から命を落とす事例があるので、心を痛めています。言葉が凶器になるということをお子たちに伝えていきたくて思っています。

学校では、グループLINEを作らないように指導しているのでしょうか。

【大柏小学校 飯田委員】（意見）

グループを作ってはいけないというような指導していませんが、グループ内で起きた問題が学校生活に直接影響してくるようであれば指導しています。

【PTA 富田委員】（意見）

「グループから外された」「新しいグループができていた」など、問題はいくつかあって、支援講座でも似たような事例があったように思います。保護者の管理や注意も必要になってくると考えています。

【少年センター 青木委員】

ありがとうございました。その他、何かございますか。

【担当室 川野辺主幹】

本日、話し合われた内容については、附属機関のいじめ防止対策委員会の委員に報告いたします。また、小中学校の生徒指導部会等で情報提供し、学校におけるいじめ防止の取組に生かしていこうと思います。

それでは、事務局から連絡いたします。本日の会議録を作成後、委員の皆様にお送りしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を変更し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開いたします。

第2回の会議は、12月頃を予定しております。詳細が決まりましたら、開催通知でお知らせいたします。よろしくをお願いいたします。

【少年センター 青木委員】

以上で、令和5年度第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

令和5年7月18日

市川市いじめ問題対策連絡協議会